政令第二百八十七号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣 は、 国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四

項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組

織令

(平成十二年政令第二百五十一号)

の一部を次のように改正する。

目次中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改める。

第二条第一 項 中 「生涯学習政 (策局) を 「総合教育政策局」 に改め、 同条第二項中 「文教施設企画 部 を

文教施設企画・防災部」に改める。

第三条第二項中「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改める。

第四 |条 (見出しを含む。) 中「生涯学習政策局」 を 「総合教育政策局」に改め、 同条中第六号を削り、 第

五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、 第一 号の次に次の 号を加える。

教育基本法 (平成十八 年法律第百二十号) *(*) 施行に関する事 務 の総括に関すること。

第四 条中第七号から第十号までを削り、 第十一号を第七号とし、 第十二号を第八号とし、 同号の次に次の

号を加える。

九 児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関すること (初等中等教育局の)所掌 た属

するものを除く。)。

第四条第十三号を同条第十号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 一

幼稚園、

小学校、

中学校、

義務教育学校、

高等学校、

中等教育学校、

特別支援学校及び幼保連携型

認定こども園における国 際理解教育 (以下この条及び第二十六条において単に 国 [際理解教育] という

の振 興に関する企画及び立案並びに援助及び 助言に関すること。

学校運営協議会 (地方教育行政の組 織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第

匹 十七条の六に規定する学校運営協議会をいう。)その他の学校の運営に関する学校と地域住民その他

 \mathcal{O} 関係者との連携及び協力に関する制度 (第三十条第八号において「学校運営協議会等」という。)に

関すること。

学校安全 (学校における安全教育及び安全管理をいう。第三十一条第七号及び第三十四条第十二号

に おいて同じ。)及び災害共済給付 (学校の管理下における幼児、 児童、 生徒及び学生の負傷その他 <u>, 一</u>

災害に関する共済給付をいう。第三十一条第七号及び第三十四条第十二号において同じ。)に関するこ

(初等中等教育 の基準 (教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。 の設定に関するこ

とを除く。)。

第四条中第三十二号を第三十九号とし、第三十一号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八 独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第四条第三十号を同条第三十六号とし、 同条第二十九号中 「情報教育」を 「国際理解教育」に改め、

同号

を同条第三十五号とし、 同条第二十八号中 「情報教育」を 「国際理解教育」に改め、 同号を同条第三十四号

とし、 同条第二十七号を同条第三十二号とし、 同号の次に次の一号を加える。

三十三 教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること(外交政策に係るもの並びに高等教育局及び

国際統括官の所掌に属するものを除く。)。

第四 |条中第二十六号を第三十一号とし、第二十五号を第三十号とし、第二十四号を第二十八号とし、 同号

の次に次の一号を加える。

二十九 社会教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること。

第四条中第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を削り、 同条第二十一号中 「図書館 (学校図書館を除

公民館その他の」 を削り、 同号を同条第二十五号とし、 同号の次に次の一 号を加える。

二十六 学校図書館に関すること。

第四条第二十号中 「図書館 (学校図書館を除く。)、公民館その他の」を削り、 同号を同条第二十四号と

Ļ 同条第十九号中 「並びに司書及び司書補」を 司書及び司書補並びに司書教諭」に改め、 同号を同条

第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

社会教育のため \mathcal{O} 補 助 に関すること(文化庁の所掌に属するものを除く。

第四条中第十八号を第二十一号とし、第十七号を第二十号とし、 同条第十六号中 「初等中等教育局及び」

を削り、 同号を同条第十九号とし、同条中第十五号を第十八号とし、 第十四号を第十七号とし、同号の前に

次の三号を加える。

十四 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。

十五 地方公務員である教育職 員 \mathcal{O} 採用のため の選考に関する指導、 助言及び勧告に関すること。

十六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、 海外から帰国した児童

及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関する

こと。

第五条第四号中 「文化庁」の下に「並びに総合教育政策局」を加え、 同条第六号、 第七号及び第九号中

生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同条第十五号中「以下同じ。)、学校安全(学校における

安全教育及び安全管理をいう。 以下同じ。)、」 を 「第四十一条第二号において同じ。)及び」に改め、

及び災害共済給付 (学校の管理下における幼児、 児童、 生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付

をいう。 以下同じ。)」を削 り、 同条中第十七号から第十九号までを削り、 第二十号を第十七号とし、 同号

の次に次の二号を加える。

十八 視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

十九 学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること(高等教育局の所掌に属するものを除く

° •

第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を削り、 第五条第二十一号中 「生涯学習政策局」 を 「総合教育政策局」 同条第二十四号中「情報教育」を「安全教育」に改め、 に改め、 同号を同条第二十号とし、 同 条中

四号とし、 条第二十三号とし、 同号を同条第二十二号とし、 同条中第二十七号を第二十五号とし、第二十八号から第三十号までを二号ずつ繰り上げ、 同条第二十六号中 同条第二十五号中 「生涯学習政策局」 「生涯学習政策局」 を 「総合教育政 を 「総合教育政策局」 (策局) に 改 め、 同号を に改め、 同 条第二十 同号を同

号を削る。

中 中等教育 の 下 に 十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、同項第十九号中「文化庁並びに」 総合教育政 同 第六条第一項第一号及び第三号中「こと(」の下に「総合教育政策局及び」を加え、 「生涯学習政策局」 項 中 「総合教育政策局及び」を加え、 第二十九号を第三十号とし、 局 策 を 一局及び」 「総合教育政策局」 を を加え、 「総合教育政策局」 同号を同項第十九号とし、 に改め、 第二十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、 同号を同項第二十号とし、 に改め、 同 項第十号中「こと(」 同号を同項第二十四号とし、 同項中第十七号を第十八号とし、 同項第十八号中「文化庁並びに」の下に の 下 に 「総合教育政策 同項中第二十二号を第二 同項第四号中 同項第二十三号 局及び」 第十六号を第 を加え 「初等

合教育政策局及び」を加え、

同号を同項第十六号とし、

十七号とし、

同項第十五号中

「第四十七条第六号」を

「第四十七条第七号」に改め、

「こと(」

の 下 に

総総

同項第十四号中「こと(」の下に「総合教育政

策局

及び」を加え、 同号を同項第十五号とし、 同項中第十三号を第十四号とし、 第十二号を第十三号とし、 第十

一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

+ 公認心 理師 に関する事務のうち文部科学省の 所掌に係るものに関すること。

第六条第二項中 「前項第二十一号から第二十四号まで、 第二十五号」を「前項第二十二号から第二十五号

まで、 第二十六号」に、「第二十九号」を「第三十号」に改める。

第十三条第一項中 「二人」を「三人」に、 「文教施設企 画 部」を 「文教施設企 画 防災部」 に改め、 同条

第二項及び第三項 中 「文教施設企画部」 を 「文教施 **心設企画** 防 災部 に改 8 á.

第十四条中 「文教施設企画部」を 「文教施設企画 • 防災部」 に改め る。

第二十条第一号中 「文教施設企画部」 を「文教施設企画・防災部」に改め、 同条第三号中「及び施設助成

課」 を 「並びに施設助成課及び参事官」 に改め、 同条中第四号及び第五号を削り、 第六号を第四号とし、 第

七号を第五号とし、 第八号及び第九号を削り、 第十号を第六号とし、 第十一 号から第十三号までを四号ずつ

繰 ŋ 上げ、 同条第十四号中 「文教施設企画部」 を 「文教施設企画・ 防災部」 に改め、 同号を同条第十号とす

第二十三条中第二号を第六号とし、 第一号を第五号とし、 同号の前に次の四号を加える。

公立の学校施設 の災害復旧に係る援助及び補助に関すること。

国立大学法人、 大学共 同 利用機関法人、 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人

国立高等専門学校機構が設置する文教施設の災害復旧に係る補助金の交付に関すること。

三 文教施設の防災に関する施策の基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

匹 文教施設 の防災その他保全に関する指導及び助言に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに他局

 \mathcal{O}

所掌に属するものを除く。)。

第一章第二節第三款第二目の目名を次のように改める。

第二目 総合教育政策局

第二十四条を次のように改める。

(総合教育政策局に置く課)

第二十四条 総合教育政策局に、次の七課を置く。

政策課

教育改革・国際課

調査企画課

教育人材政策課

生涯学習推進課

地域学習推進課

男女共同参画共生社会学習・安全課

第二十五条第一号中 「生涯学習政策局」 を 「総合教育政策局」 に改め、 同条第二号を次のように改める。

二 教育基本法の施行に関する事務の総括に関すること。

第二十五条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

 \equiv 教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な計画に関すること。

第二十五条第五号を削り、 同条第六号中 「庶務 の下に「生涯学習分科会、」を加え、 同号を同条第五

号とし、 同条第七号を削り、 同条第八号中 「生涯学習政策局」 を 「総合教育政策局」 に改め、 同号を同 条第

六号とする。

第三十一条を削る。

第三十条 (見出しを含む。) 中 「男女共同参画学習課」を 「男女共同 参画共生社会学習・安全課」 に改 δ

同条第一号中 「形成」の下に 「その他の共生社会の形成」 を加え、 同条第六号を次のように改める。

六 海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適

応のための指導に関すること。

第三十条中第八号を第十号とし、 第七号を第九号とし、 第六号の次に次の二号を加える。

七 学校安全及び災害共済給付に関すること(初等中等教育の基準 (教材並びに学級編 制及び教職 員定数

に係るものに限る。)の設定に関することを除く。)。

八 青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関すること(内閣府の所掌に属するものを除く。)。

第 章第二節第三款第二目中第三十条を第三十一条とし、第二十九条を削る。

第二十八条 (見出しを含む。) 中 「社会教育課」 を 「地域学習推進課」 に改め、 同条第一号中 「及び他課

を 並 びに教育 人材政策課及び男女共同 参画共生社会学習 安全課」 に改め、 同条第二号を削 り、 同 条第

三号中「及び他課」を 「並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、 同号を同

条第二号とし、 同条第四号中 「図書館 (学校図書館を除く。)、公民館その他の」 を削り、 「青少年教育課

及び男女共同参画学習課」 を 「男女共同 参画共生社会学習• 安全課」 に改め、 同号を同条第三号とし、 同 条

第五号中 図 書館 (学校図書館を除く。) 、公民館その他 <u>の</u> を削り、 「青少年教育課及び男女共同参 画学

習課」 を 「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、 同号を同条第四号とし、 同号の次に次の一号を加

五. 学校図書館に関すること (教育人材政策課の所掌に属するものを除く。)。 える。

第二十八条第八号中 「他課」 を「教育人材政策課及び男女共同 参画: 共生社会学習· 安全課」 に改め、 同号

を同条第十五号とし、 同条第七号中 「他課」 を 「教育人材政策課及び男女共同参画 共生社会学習・安全課」

に改め、 同号を同条第十四号とし、同条第六号の次に次の七号を加える。

七 地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

八 学校運営協議会等に関すること。

九 青少年 教育に関する施設において行う青少年 $\stackrel{1}{\mathcal{O}}$ 団 体 宿 泊訓練に関すること。

十 社会教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること。

十一 家庭教育の支援に関すること。

青少 年 Ó 健全な育成の 推 進に関すること (内閣府及び男女共同参画共生社会学習・ 安全課の所掌に

属するものを除く。)。

十三 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関するこ

لح

第二十八条を第三十条とし、第二十七条を削る。

第二十六条第一号中 「他課及び参事 官 を 地 域学習推 進課及び男女共同参画共生社会学習・ 安全課」に

改め、 同条第三号中 「情報教育課」 を 「男女共同 参 画 [共生社会学習・安全課」 に改 め、 同条第四号中 初 等

び第七号を削り、 中等教育局及び」 を削り、 同条第八号中 「情報教育課」を 「情報教育課」 「男女共同参画共生社会学習・安全課」 を 「地域学習推進課」に改め、 同号を同条第六号とし、 に改め、 同条第六号及 同 条

第九号中 「並びに学校開放」 を削 り、 「情報教育課」 を 「男女共同参 画共生社会学習 ·安全課」 に改め、 同

号を同 条第七号とし、 同条第十号中 「並びに学校開 放 を削 り、 情 報教 育 課 を 「男女共同参画 [共生社会

学 習 • 安全課」に改め、 同号を同条第八号とし、 同号の次に次の一号を加える。

九 中央教育審議会生涯学習分科会の庶務に関すること。

第二十六条第十一号を同条第十号とし、 同条を第二十九条とする。

第二十五条の次に次の三条を加える。

(教育改革・国際課の所掌事務)

第二十六条 教育改革· 国際課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

豊か、 な人間性を備えた創造的 な人材の育成の ための教育改革に関する基本的な政策の企画 及び立案並

びに推進に関すること(政策課の所掌に属するものを除く。)。

教育、 スポーツ及び文化に係る情報通 信 この技術の の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推

進に関すること。

 \equiv 国際理. 解教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

兀 海外に 在留する邦 人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育に関すること。

五. 教育 \mathcal{O} 振 派興に係る る国際文化交流 \mathcal{O} 振興に関すること(外交政策に係るもの並 びに高等教育局及び国際

統括官の所掌に属するものを除く。)。

六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、 国際理解教育に係る専門的、 技術的な指導及び助言を

行うこと。

七 教育関係職員その他の関係者に対し、 国際理解教育に係る専門的、 技術的な指導及び助言を行うこと。

(調査企画課の所掌事務)

第二十七条 調査企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

教育、 スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整

に関すること。

教育、 スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関すること(他の所掌に属するものを除く。)。

三 児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関すること(初等中等教育局及び教育改

革・国際課の所掌に属するものを除く。)。

四 外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。

五 国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

(教育人材政策課の所掌事務)

第二十八条 教育人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

教育職日 員 社会教育主事、 司 書及び司 書補 並 がに司 書教諭及び学校司書の養成並びに資質の保持及び

向上に関すること。

地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、 助言及び勧告に関すること。

三 社会教育主事、 司書及び司書補並びに司書教諭 の講習に関すること。

兀 独立行: 政法人教職 員支援機構 の組織及び運営一 般に関すること。

第三十二条中 「十課」 を 「九課」 に、 「国際教育課」 を 「情報教育 外国語教育課」 に改め、 教職 員課

を削る。

第三十三条第五号を削り、 同条第六号中「生涯学習政策局並びに他課」を「総合教育政策局並びに他 課及

び参事官」に改め、 同号を同条第五号とし、 同条第七号中「及び中等教育学校」及び「並びに中学校及び高

等学校における教育で学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第七十一 条の規定によるもの」 を削 ŋ

「生涯学習政 分策局」 を 「総合教育政策局」に改め、 同号を同条第六号とし、 同条中第八号から第十号までを

削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とする。

改め、 するものを除く。)」を加え、 二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、 第三十四条第二号中 「こと」の下に 「給与」を「任免、 (スポ Ì 同条第十一号中 ツ庁及び文化庁並 給与その他の身分取扱い」に、 「学校保健、」 び に総合教育政策 及 び 局 学校給食」 並 び 「その」を に健 康 を削り、 教育 「これらの 同条第三号中 食育課 同号を同 制度の」に \mathcal{O} 所 条第十 掌 並 に び 属

三 地方公務員である教育関係職 員 の勤務 の状況の改善に関する企画及び立案並 びに援助及び 助言に関す

に生涯学習政策局」

を削り、

同号を同条第四号とし、

同条第二号の次に次の一号を加える。

中 第三十五条第一号中 「生涯学習政策局並 びに他課」を「総合教育政策局並びに他課及び参事官」に改める。 「生涯学習政策局」を 「総合教育政策局」に改め、 同条第二号から第四号までの規定

校及び中等教育学校に 第三十六条第一号中「)、」 おける産業教育 を () 並びに」に改め、 (以下この条にお いて単に 「並びに中学校、 「産業教育」という。 義務教育学校の後期課程、 の振興」 を削 高等学 り、

を削り、 同条第七号中 の 下 に 「総合教 育政 産業教育」を削り、 (策局及び」を加え、 「こと(」の下に「総合教育政策局及び」を加え、 「 及 び 国際教育課 を削 り、 同条第三号か ら第六号ま 「及び国 で

際教育課」 を削り、 同号を同条第三号とし、 同条第八号中 産業教育」 を削り、 「こと(」 の 下 に 「総合

教育政 策 局 及び」 を加い え、 「及び国 際教育課」 を削 り、 同 号を同 条第四号とし、 同 条第九号を削

第三十七条第二号中 「特別支援教育課、 健康 教育 食育課及び参事官」 を 「総合教育政策 高 及 び 他 課 に

「総合教育政策局並びに」

を加え、

同条第四号、

第六号及び第七号中

「文化庁」の下に「並びに総合教育政策局」を加える。

改め、

同条第三号中「こと(」の下に

第三十八条第 号 中 「特別支援学校 0 運営 の状況についての 評価及びその結果に基づく運営 の改善に係る

教育政策 局 を加え、 同条第四号中「こと(」 の下に 「総合教育政策局及び」 を加え、 同条第五号及び第六

₽

O

並

がにし

を

総

合教·

育政

(策局

並

び

に

財務課

及び」

に改

め、

同

条第三号中

「文化庁」

0)

下に

並

び

に

総

合

号中「文化庁」の下に「並びに総合教育政策局」を加える。

第三十九条を次のように改める。

(情報教育・外国語教育課の所掌事務)

第三十 ·九条 情報 教育 外 国 語 教 育課は、 次に掲げ つる事務 第一 号から第三号まで及び第六号から第八号ま

でに掲げる事務にあっては、 特別支援教育課の所掌に属するものを除く。) をつかさどる。

幼稚園、 小学校、 中学校、 義務教育学校、 高等学校、 中等教育学校及び幼保連携型認定こども園にお

ける情報教育 (第三号、 第七号及び第八号において単に 「情報教育」という。 の振興に関する企 画 及

び立案並びに援助及び助言に関すること。

二 小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における外国語教育(以下この条におい

て単に「外国語教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

三 情報教育及び外国語教育の基準 (外国 |語教育の教材に係るものを除く。 の設定に関すること。

四 視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

五. 学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること(高等教育局の所掌に属するものを除く。

*-*٥

六 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における情報教育の振興に関する援助及び助

言に関すること。

七 地方公共団体 の機関その他の関係機関に対 Ļ 情報教育及び外国語教育に係る専門的、 技術的な指導

及び助言を行うこと。

八 教育関係職員その他の関係者に対し、 情報教育及び外国語教育に係る専門的、 技術的な指導及び助言

を行うこと。

第四十一条第二号中 $\overline{\ }$ 学校安全、」を「及び」に改め、 「及び災害共済給付」を削り、 同条第四号を削

る。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

(参事官の職務)

第四十二条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

高等学校及び中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法 (昭 和

二十二年法律第二十六号)第七十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助

言に関すること(総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。)。

高等学校及び中等教育学校における教育 の基準の設定に関すること(スポーツ庁及び文化庁並びに総

合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。)

 \equiv 高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。次号において同じ。) における定時制教育の振興に関す

る企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く

匹 高等学校における通信教育に関すること(総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。)。

五. 中学校、 義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における産業教育(以下この条におい

て単に「産業教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(特別支

援教育課の所掌に属するものを除く。)。

六 産業教· 育 \mathcal{O} ため の補助に関すること(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)。

七 産業教育 \mathcal{O} 基準 (教材に係るものを除く。)の設定に関すること(特別支援教育課の所掌に属するも

のを除く。)。

八 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、 地方公共団体及び関係団体に対す

る助 成 (産業教育 のため の施設の整備に係るものに限る。)に関すること。

九 限る。 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振)に関する援助及び助言に関すること(安全教育に係るもの並びに健康教育・食育課及び情 興 (教育内容に係るも 報教 の に

育・外国語教育課の所掌に属するものを除く。)。

+ 地方 公共団体の機 関その 他 0 関係機関 に対し、 産業教育に係る専門的、 技術的な指導及び助言を行う

こと(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)。

+ 教育関係職員その他の関係者に対し、 産業教育に係る専門的、 技術的な指導及び助言を行うこと(

特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)。

看護師、 准看 護 師 又は介護 福 祉士の養成の ための高等学校及び中等教育学校の指定に関すること。

第四十三条 削除

第四 十五条第五号中 「第四十七条第七号」を 「第四十七条第八号」に改める。

第四 一十六条第二号及び第三号中「こと(」の下に「総合教育政策局及び」を加え、 同条第四号中 「初等中

等教育局」 を 「総合教育政策局」 に改め、 同条第六号及び第七号中 「文化庁並びに」 の下に 「総合教育政策

局及び」を加える。

第四 1十七 条第 号 中 並 び に教 育職 員 \mathcal{O} 養成 のための教育」 を削り、 「こと(」の下に 「総合教育政策局

及び」 を加え、 同条第二号中「こと(」 の下に「総合教育政策局及び」 を加え、 同条第三号中 「初等中等教

育局」 を「総合教育政策局」 に改め、 同条第五号中 「第八号及び第九号」を「第九号及び第十号」に改め、

並びに」の下に 「こと(」 の 下 に 「総合教育政策局及び」を加え、 「総合教育政 策局及び」 を加え、 同号を同条第十号とし、 同条第十号を同条第十一 同条第八号中 号とし、 同 条第九号中 「文化庁並びに」 「文化庁 0

下に「総合教育政策局及び」を加え、 同号を同条第九号とし、 同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中

「こと(」 の 下 に 「総合教育政策局及び」を加え、 同号を同条第七号とし、 同条第五号の次に次の一号を加

える。

六 公認心 理師 に関する事 務のうち文部科学省の 所掌に係るものに関すること。

第五十条第一号中 「初等中等教育局及び」を 「総合教育政策局及び 初等中 ・等教育局並びに」 に改める。

第五十二条第一号中 「生涯学習政策局」を 「総合教育政策局」 に改める。

第九十九条第二号中 「初等中等教育局」を 「総合教育政策局」 に改める。

附則中第五 項を削り、 第六 項を第五項とし、 同 項 の次に次の一 項を加える。

(初等中等教育局参事官の所掌事務の特例

6 初等中等教育局参事官は、 第四十二条各号に掲げる事務のほか、 当分の間、 附則第二項第一号に掲げる

事務をつかさどる。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年十月十六日から施行する。

(中央教育審議会令の一部改正)

中央教育審議会令(平成十二年政令第二百八十号)の一部を次のように改正する。

2

第十条中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」 に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「、 生涯

学習分科会に係るものについては文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課において」を加える。

外国語教育課を新たに置く等の必要があるからである。

文部科学省の所掌事務の的確な遂行を図るため、本省に総合教育政策局を、 初等中等教育局に情報教育・